

## 自衛隊の中東派兵に反対する京都憲法会議声明

安倍内閣は 2019 年 12 月 27 日、護衛艦 1 隻を新たに中東地域に派遣し、従来から「海賊対処行動」に従事している P-3C 哨戒機を海賊対処行動と本件情報収集とを兼務させる旨の閣議決定をした。同決定に基づき P3C 哨戒機は本年 1 月 11 日に出発し、護衛艦たかなみは 2 月 2 日に出港しました。

京都憲法会議は、以下の理由から今回の閣議決定に強く抗議するとともに、自衛隊の中東派兵の中止を要求する。

そもそも米国・イラン間の緊張激化の最大の原因は、2015 年の「イラン核合意」から 2018 年 5 月に一方的に離脱したトランプ大統領にある。

安倍内閣は、米国のよびかける「有志連合」とは無関係としているが「有志連合」への事実上の参加であることは明らかである。「イランを配慮しホルムズ海峡を回避」し、オマーン湾・アラビア海北部・アデン湾・バベルマンドブ海峡とした旨弁解しているが、オマーン湾はホルムズ海峡に隣接しており、アラビア海北部はその東隣りである。自衛艦が、これらの海域で米艦防護に従事する可能性もあり、その際、米艦が攻撃を受けて武力紛争に巻き込まれ米国による武力行使と一体化する危険性がある。

また、米海軍第五艦隊司令部のあるバーレーン王国（ホルムズ海峡よりペルシャ湾の奥）の米軍基地に自衛官を派遣し、「情報共有する」旨認めている。

今回の自衛隊中東派遣は、南スーダンへの PKO 法に基づく派遣以外では、戦争法成立後の初めての本格的な自衛隊派遣の事例である。しかも PKO 派遣は、国連が関与する建前であるが、「有志連合」への事実上の参加は、国連関与が無く且つ武力行使の危険性の高い活動に自衛隊が初めて参加する重大な事例である。

派遣の法的根拠を防衛省設置法の「調査・研究」としているが、「調査・研究」の内容があいまいであり、閣議決定だけで派兵することは、国権の最高機関である国会（憲法 41 条）を完全に無視することになる。しかも年末ギリギリの 12 月 27 日に決定というのは異常というほかない。

日本政府は、トランプ大統領の戦争挑発に加担するのではなく、世界に誇る憲法 9 条や前文の平和主義精神に立って、トランプ大統領に対しては「イラン核合意」に復帰し直ちに対話で解決することを求め、イランにも自制を求める外交努力を直ちに行うべきである。

2020 年 2 月 2 日 憲法改悪阻止京都各界連絡会議（京都憲法会議）